

箕面市戸籍システム更新等業務委託に伴う

一般競争入札説明書

「総合評価落札方式・入札後資格確認型」

平成26年4月21日

本説明書は、箕面市戸籍システム更新等業務委託に伴う一般競争入札（以下「本入札」という。）に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続き等を説明するものである。

1 入札に付する事項

戸籍システム（以下「本システム」という。）に係る更新等業務は、以下の3業務を総括した業務であり、契約については3業務を個別に締結するものである。

入札方式は、総合評価落札方式による一般競争入札とし、競争入札の参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め、資格を確認する入札後資格確認型とする。

(1) 本システム更新等業務（以下「業務（1）」という。）

- ① 契約予定時期 平成26年5月
- ② 履行期間 契約の締結日から平成27年3月31日まで
※ ただし、本システムの稼働開始時期は、平成26年12月1日とする。
- ③ 業務内容 本システムの更新等に必要な一切の作業（仕様書（資料1）1戸籍システム更新等業務のとおり）
- ④ 入札方法 総合評価落札方式による一般競争入札とする。競争入札参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め確認する入札後資格確認型とする。
- ⑤ 履行場所 箕面市役所本庁舎及び豊川支所・止々呂美支所
- ⑥ 参考価格 参考価格は、40,000,000円とする（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除く。）。
- ⑦ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他関係法令に則ること。
- ⑧ 本市契約規則その他本市の条例、規則等の規定を遵守すること。

(2) 本システム機器調達業務（以下「業務（2）」という。）

- ① 契約予定時期 平成26年5月
- ② 履行期間 本システムの本稼働日から60カ月後まで
ただし、60カ月のリースによる調達を行うものとし、リース料は、本システムの本稼働月から発生するものとする。
- ③ 業務内容 本システムを稼働させるために必要な機器の調達（仕様書（資料1）2戸籍システム機器調達業務のとおり）
- ④ 入札方法 総合評価落札方式による一般競争入札とする。競争入札参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め確認する入札後資格確認型とする。
- ⑤ 履行場所 箕面市役所本庁舎及び豊川支所・止々呂美支所

- ⑥ 参考価格 参考価格は、23,262,000円とする。(消費税等を除く。)
 - ⑦ 法、令その他関係法令に則ること。
 - ⑧ 本市契約規則その他本市の条例、規則等の規定を遵守すること。
- (3) 本システム保守業務 (以下「業務(3)」という。)
- ① 契約予定時期 平成26年5月
 - ② 履行期間 本システムの本稼働日から60カ月後まで
 - ③ 業務内容 本システムの動作を保障するための一切の作業及び戸籍システムの再更新時に、入札者以外のシステムを利用することとなった場合に、本システムからデータを抽出し、再更新後のシステムにより利用できるデータにする作業(仕様書(資料1)3戸籍システム保守業務のとおり)
なお、本システムの保守(ソフト・ハード)にあつては、毎週土曜日も稼働させるため、SEへの対応、費用等を含めること。
 - ④ 入札方法 総合評価落札方式による一般競争入札とする。競争入札参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め確認する入札後資格確認型とする。
 - ⑤ 履行場所 箕面市役所本庁舎及び豊川支所・止々呂美支所
 - ⑥ 参考価格 参考価格は、45,408,000円とする。(消費税等を除く。)
 - ⑦ 前記③のデータ抽出作業経費について、本入札に参加する者(以下「入札者」という。)が、本システムの再更新において契約の相手方となった場合は、当該経費は支払わないものとする。
 - ⑧ 法、令その他関係法令に則ること。
 - ⑨ 本市契約規則その他本市の条例、規則等の規定を遵守すること。
- (4) 予定価格
予定価格は、業務(1)から業務(3)までの参考価格の総額とする。なお、各業務の参考価格は、本入札を拘束するものではない。

2 入札参加資格

入札者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、本市により本業務委託に係る入札参加資格を有すると認められた者でなければならない。なお、以下に定める共同での入札参加の場合、(6)から(8)までの条件は、その構成員の代表となる者が満たしていればよいこととする。

- (1) 令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱(平成8年箕面市訓令第2号)に基づく指名停止を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続き開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続き開始又は更生手続き開始の決定後、新たに箕面市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (5) 本入札の公告日から入札日までの間において、箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号）に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和62年9月1日施行）に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (6) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (7) 地方公共団体に、戸籍システムパッケージの導入・更新を行った実績を有していること。
- (8) 「プライバシーマーク」又は「ISMS（ISO27001）」を取得していること。
- (9) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できること。

3 入札事務の担当課

〒562-0003

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市総務部契約検査課（箕面市役所別館6階）

電話番号 072-724-6714

※ 入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が取得するものとし、印刷物での配布は行わない。また、入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等を行わない。

4 入札の方法

- (1) 入札にあたり提出する書類（以下「入札書等」という。）
 - ① 入札書（様式1）
業務（1）、業務（2）及び業務（3）に係る入札金額（消費税等を除く。）を総額で記載の上、記名・押印しなければならない。
 - ② 受託業務内訳書（様式2）
業務ごとの入札金額の内訳（消費税を除く。）を記載する。

③ 提案書（様式 3～21）

入札者は、価格以外の評価項目の評価に必要な書類（以下「提案書」という。）に必要事項を記載の上、記名・押印して提出しなければならない。

④ 作業スケジュール（任意の様式）

⑤ 提案機器一覧（任意の様式）

(2) 注意事項及び禁止事項

① 入札書及び提案書の記名・押印は、法務局又は市町村に登録された名称及び印鑑をもって入札しなければならない。ただし、当該名称で当該印鑑を押印した委任状を提出し、当該受任者が入札した場合は、この限りでない。

② 本市契約規則に規定する有資格者として登録されている受任者は、上記の定めにかかわらず、当該受任者の名称及び印鑑で入札することができる。

③ 入札者は、提出した入札書、内訳書及び提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。ただし、錯誤等によるものとして市が認めた場合は、この限りでない。

④ 入札書及び受託業務内訳書には、見積った金額の108分の100に相当する額（消費税等を除いた額）を記載するものとする。

5 落札者の決定基準

(1) 配点

落札者の決定は、価格に関する評価点及び価格以外に関する評価点により行い、価格に関する評価に100点を、価格以外に関する評価に200点を配点する。

(2) 価格に関する評価

「落札者決定基準」（資料2）に基づき点数化する。

(3) 価格以外に関する評価

「落札者決定基準」（資料2）に基づき点数化する。

(4) その他

提出された書類等において、業務の履行内容その他市が必要と認める事項については、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求める場合がある。この場合において、当該請求に応じないときは、入札を無効とする。

6 質問書に関する事項

(1) 問い合わせ先は、質問書（様式22）に必要事項を記載の上、電子メールで送信すること。その際には、質問書（様式22）をPDF化したものを正本として、またPDF化していないものを副本として、送信すること。

(2) 質問の提出期限：平成26年4月28日（月）正午までに（必着）

(3) 送信先アドレス：simin@maple.city.minoh.lg.jp

電子メールの件名は、「戸籍システム更新業務委託入札質問書（事業者名）」

担当課：箕面市市民部窓口課

(4) 質問及び回答は、本市のホームページに随時掲載する。

7 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

(1) 入札に当たり提出する書類（以下「入札書等」という。）

- ① 入札書（様式1）
- ② 受託業務内訳書（様式2）
- ③ 提案書（様式3～21、任意様式のその他参考資料）

※ 入札書及び提案書には、入札者の名称等の必要な事項を記載の上、押印して提出すること。

(2) 入札書等の提出場所

箕面市役所別館6階 契約検査課

(3) 入札書等の提出日時

平成26年5月13日（火）午前10時から正午まで

(4) 入札書等の提出方法

下記の要領で作成し、必ず持参すること。

① 入札書及び内訳書

入札書及び受託業務内訳書は、封筒に密封し、封筒の表に社名及び件名「戸籍システム更新業務委託入札書」と朱書して、1部提出する。

② 提案書

(1) 提出部数 12部（正本1部、副本11部）

(2) 提案書は、正本・副本とも、提案書様式一覧を表紙としてチェック欄を必ずチェックし、提出様式ごとにタックインデックス等のラベルを貼付した上で、それぞれファイル等に綴じ込み提出すること。

(5) 入札書等の作成に要する費用は、入札者の負担とする。

(6) 開札に立会を希望する場合は申し出ること。

開札予定日時：平成26年5月13日（火）午後1時

開札予定場所：箕面市役所別館6階 入札室

① 開札立会参加申込書（様式25）に必要な事項を記入の上メールで送信すること。

② 申込期限：平成26年5月12日（月）正午まで（必着）

③ 送信先アドレス：simin@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「開札立会参加申込書（事業者名）」とすること。

8 落札者の決定方法

(1) 入札者の評価は、「6. 落札者の決定基準」に基づき、価格に関する評価の点数及び価格以外に関する評価の点数の合計（以下「総合評価値」という。）により行う。

(2) 前記の評価の結果、入札書に記載された入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価値が最も高い入札者（以下「最も有利な入札者」とい

う。)を落札の候補者とする。この場合において、最も有利な入札者が2者以上ある場合は、抽選により落札の候補者を決定する。

- (3) 落札の候補者に、競争入札参加資格申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な資料(以下「申請書等」という。)の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、落札者とするか、又はしないかを決定する。ただし、箕面市契約規則に規定する有資格者として登録されている者は、申請書等の提出の一部を省略することができる。
- (4) 前記の確認の結果、落札者としないと決定した場合は、当該落札の候補者以外の者から最も有利な入札者について、同様の確認を行い、落札者とするか、又はしないかを決定する。
- (5) 落札者の発表は、入札後1週間を目途とし、当該落札者に通知するとともに、市ホームページ上に掲載する。
- (6) 落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格に、当該価格の消費税等に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を加算した額とする。

9 入札参加資格確認申請書等の提出

落札の候補者は、市からの通知に伴い、市の指定する期日までに、以下のとおり申請書等を提出しなければならない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書(様式23)
- (2) 競争入札参加資格の確認に必要な資料(様式24)
 - ① 登記簿謄本(法人)
 - ② 印鑑証明書 ※写し不可
 - ③ 法人税・所得税・消費税の納税証明書
 - ④ 事業税の納税証明書
 - ⑤ 市町村民税の納税証明書
 - ⑥ 許可・登録・認可証明書 ※申請業務に必要な場合
 - ⑦ 技術者経歴書 ※申請業務に必要な資格者
 - ⑧ 業者カード・契約実績一覧表
 - ⑨ 電算入力票
 - ⑩ 委任状 ※支店等が契約先となる場合
 - ⑪ 地方公共団体との戸籍システムの導入又は更新業務の契約書の写し
 - ⑫ プライバシーマーク又はISMS(ISO27001)証拠書類
- (3) 本市契約規則に規定する有資格者として登録されている者は、上記(2)の書類のうち、①から⑩は省略することができる。
- (4) 提出方法 持参又は郵送による。
- (5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された申請書等は、返却しない。

- (7) 競争入札資格の確認のため、申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合がある。
- (8) 提出期限までに提出なきとき又は前記(7)の指示に従わないときは、当該落札の候補者の決定を取り消すことができる。

1.0 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。
ただし、履行保証保険による保証をつけなければならない。

1.1 契約書作成の要否

- (1) 契約書については、本入札説明書の定めに基づき、市と落札者で協議して定める。
- (2) 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。

1.2 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格がない者のした入札
- ② 入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判読できない入札
- ③ 入札金額を改ざん又は訂正した入札
- ④ 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- ⑤ 指定の日時までに提出又は到達しなかった入札
- ⑥ 本入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- ⑦ 本入札において、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
- ⑧ 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- ⑨ 委任状の提出のない代理人のした入札
- ⑩ 予定価格は、業務(1)から業務(3)までの参考価格の総額とし、これを超過した金額を記載した入札
- ⑪ 入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
- ⑫ 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- ⑬ 申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札
- ⑭ 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札

⑮ 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

1.3 入札説明書の交付

入札説明書（仕様書その他関係資料を含む。）の配付は、市ホームページの掲載をもって行い、窓口での配布はしない。

1.4 長期継続契約

本入札に付する業務のうち、業務（2）及び業務（3）については、箕面市長期継続契約に関する条例（平成21年箕面市条例第44号）に基づく長期継続契約に係る入札であり、契約期間は、本システムの本稼働日から60カ月後までとするが、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合等は、契約を変更又は解除することがある。

1.5 その他

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 入札者の名称及び評価点は、市ホームページ等で公表する。
- (3) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。
- (4) 業務（3）（本システムの動作を保障するための一切の作業に係る業務に限る。）は、本稼働日から60カ月間を契約の履行期間とするが、以下の場合、契約を解除することがある。この場合において、受託者は、違約金、損害賠償金その他の費用（完了した業務に係る経費を除く。）を請求することができないものとする。
 - ① 本システムの停止や誤作動等により本市、関係機関、住民等に影響を及ぼすような重要障害が発生した場合